

# 令和7年4月1日から 窓口が変わります

- 館山消防署・鴨川消防署が所管している防火対象物の予防に係る事務については、全て消防本部予防課へ窓口が変更となります。

## 【現行】

- ・300㎡以上の特定防火対象物・・・消防本部予防課
- ・上記以外・・・館山消防署・鴨川消防署

## 【令和7年4月1日以降】

- ・全ての防火対象物・・・消防本部予防課

## 《予防に係る事務》

- ・消防同意に関する事項
- ・消防用設備等に関する事項
- ・防火対象物の新築及び増改築等に関する事項
- ・防火管理に関する事項

- 打合せ等については、原則予約制となります。

下記担当連絡先にお問い合わせいただき、日時の調整をお願いします。  
鴨川消防署での打合せも可能ですので、担当者調整をお願いします。

## 《担当連絡先》

消防本部予防課予防係 0470-22-2235

- 自衛消防訓練通知書・消防用設備等点検結果報告書については、最寄りの消防署等（分署・分遣所含む）で受付及び副本の返却が可能となります。

- 防火対象物に係る各種届出の宛名については、全て消防長宛となりますのでご注意ください。

《記載例》 安房郡市広域市町村圏事務組合  
消 防 長